

青森市水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

「青森市水道経営プラン（2019～2028）」において取り組むこととしている経営の効率化を進めるにあたり、水道メーターの検針業務に係る委託費用の削減を図るため、これまで毎月行っていた水道メーターの検針を隔月で実施できるよう改正するとともに、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道整備・管理行政に必要な技術者を確保するため、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたことに伴い、本市においても国と同様の改正をするため提案するものである。

2 隔月検針実施に伴う改正【青森市水道事業条例の一部改正】

(1) 概要

青森市水道事業条例における水道料金の算定は、毎月の定例日（※）に水道メーターの検針を行い、その使用水量をもって定例日の属する月分を算定する規定となっていることから、隔月検針を実施するために必要となる所要の改正を行うものである。

※定例日：料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日（いわゆる「検針日」）

(2) 改正内容

○料金の算定（第 22 条）

隔月の定例日においても水道メーターの検針ができるよう、また、2 か月分の使用水量を各月均等とみなして料金の算定ができるよう規定を追加（第 2 項追加）

(3) 施行日

令和 8 年 1 月 1 日

3 隔月検針実施に伴う改正【青森市下水道条例及び青森市農業集落排水施設条例の一部改正】

(1) 概要

下水道条例及び農業集落排水施設条例における排水量の認定は、青森市下水道条例第 29 条及び青森市農業集落排水施設条例第 20 条の規定により、水道水を使用した場合は、水道の使用水量を使用者が排出した排水量とすることとしている。水道メーターの隔月検針実施により、水道の使用水量が隔月で計量されることを受けて、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料についても隔月の定例日現在により算定できるようにするものである。

(2) 改正内容

○使用料の算定基準（青森市下水道条例第 25 条、青森市農業集落排水施設条例第 16 条）

水道メーターの検針に合わせて、隔月の定例日が属する月分及びその前月分の使用料を算定できるよう規定を追加（第 2 項追加）

(3) 施行日

令和 8 年 1 月 1 日

4 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する改正【青森市水道事業条例の一部改正】**(1) 概要**

水道整備・管理行政に必要な技術者を確保することを目的として、国において布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直したことを踏まえ、青森市水道事業条例で定める布設工事監督者（第 43 条）及び水道技術管理者（第 44 条）の資格要件についても国と同様に改正するものである。

※布設工事監督者及び水道技術管理者が有しなければならない資格については、水道法第 12 条第 2 項（布設工事監督者）及び第 19 条第 3 項（水道技術管理者）の規定により水道法施行令等で定める資格を参酌して自治体の条例で定めることとなっている。

○布設工事監督者

水道の布設工事の施行に関する技術上の監督を行う者

○水道技術管理者

水道の管理について技術上の業務を行う者

(2) 改正内容

①布設工事監督者の資格要件（第 43 条）

○学科要件等の追加

- ・大学等において機械工学科（機械科）若しくは電気工学科（電気科）又はこれらに相当する課程を修めて卒業したことを要件に追加
- ・建設業法施行令に基づく 1 級土木施工管理技術検定に合格したことを要件に追加

○必要とされる経験年数の変更

- ・必要とされる実務経験年数について、これまで全て水道に関する技術上の実務に従事した年数だったが、そのうち 2 分の 1 まで水道の関連分野（工業用水道、下水道、道路及び河川）の実務に従事した年数を算入することを可能とする など

②水道技術管理者の資格要件（第 44 条）

○学科要件等の変更

- ・技術士法に基づく技術士第二次試験に合格したもの及び建設業法施行令に基づく 1 級土木施工管理技術検定に合格したことを要件に追加
- ※第 43 条の改正に伴う、学科要件及び必要経験年数に関する規定内容の整理

○登録講習の所管大臣の変更

- ・所管大臣の登録を受けた者が行う講習（登録講習）を修了したことが資格要件の一つとなっているが、登録講習の所管大臣が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に変更されたことに伴う改正

(3) 施行日

令和 7 年 4 月 1 日（水道技術管理者の資格要件のうち、登録講習の所管大臣名の変更に係る改正は公布の日）